

第六十一回国 参議院 商工委員会 會議録 第十号

昭和四十四年四月十五日(火曜日)

午前十時二十九分開会

委員の異動

四月十一日

辭任

沢田 実君

補欠選任

矢追 秀彦君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

八木 一郎君

川上 為治君

劍木 亨弘君

土屋 義彦君

大矢 正君

赤間 文三君

井川 伊平君

内田 芳郎君

大谷藤之助君

大谷 賢雄君

村上 春藏君

阿具根 登君

小柳 勇君

近藤 信一君

竹田 現照君

矢追 秀彦君

瓜生 清君

須藤 五郎君

大平 正芳君

植木 光教君

高橋 淑郎君

閣務大臣

通商産業大臣

通商産業政務次官

通商産業省組織

通商産業省組織

事務局側

常任委員会専門員

小田橋貞寿君

日本綿スフ織物工業連合会会長

寺田 忠次君

日本綿スフ織物工業連合会専務理事

野沢 久雄君

日本紡績協会専務理事

石山 川二君

日本化学繊維協会会長

宮崎 輝君

日本絹人織物工業協会会長

安井 陸美君

参考人

本日の會議に付した案件
○特定纖維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○参考人の出席要求に関する件
○産業貿易及び経済計画等に関する調査(米国の纖維製品輸入制限阻止に関する件)
○委員長(八木一郎君) ただいまから商工委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について報告いたします。四月十一日、沢田実君が委員を辞任され、その補欠として矢追秀彦君が選任されました。
○委員長(八木一郎君) 特定纖維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本日、本案審査のため参考人として日本紡績協会専務理事有田四二君、日本化学繊維協会会長宮崎輝君、日本綿スフ織物工業連合会会長寺田忠次君、日本絹人織物工業協会会長安井陸美君、以上四名の方に御出席を願っております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。参考人各位には御多用の中を本委員会に御出席いただきましてまことにありがとうございます。本日はそれぞれのお立場から忌憚のない御意見を承り、もって本委員会の審査の参考にいたしたいと存じますので、何とぞよろしく御願ひ申し上げます。
なお、申し合わせによりまして、各参考人にはそれぞれ十五分程度の陳述をお願いいたし、その後、委員からの質疑にお答えいただくこととなりますので、さよう御了承願ひいたします。
それではまず有田参考人からお願ひをいたします。
○参考人(有田四二君) 私、日本紡績協会の有田と申します。御指名によりまして特定紡績業に対する構造改善の実施状況及びわれわれ業界から見ました今後の問題につきまして御報告を申し上げます。
特定纖維工業構造改善臨時措置法は、諸先生方の絶大な御支持によりまして、一昨年の七月二十五日に公布されまして、八月十五日施行になり、その後具体案をきめます基本計画が一昨年の九月二十一日に公布せられたわけでございます。われわれが構造改善の目標といたしたのは、法律にも書いてございますように、纖維工業をめぐり経済的諸条件の著しい変化に対処しまして、その国際競争力を強化するということであつたわけでございます。これは平たく申しますと、いわゆる後進国の追い上げ、あるいは労働力の不足という非常に困難な内外の事態に對して、いわゆる三本の柱と申しておりますけれども、第一番目は設備の画期的な近代化を行ないまして、あるいはまたその利用度を向上しまして、そうして資本集約化をはかつていくというのが第一点でございます。第二点は経営規模の適正化。要するに経済

単位といわれております五万錠を目標といたしまして中小紡績をグループ化するという適正規模の達成ということが第二点でございます。第三点は過剰設備の廃棄。非常にたくさんございました過剰設備を廃棄しまして、経営基盤を確立をする、そうして近代化のための投資環境を整備していくというこの三本の柱を通じまして、われわれ業界の体質を改善をいたしまして、輸出産業としてますます国民経済の発展に寄与していきたいというのが構造改善の目的であつたわけでございます。この三本の柱の中には、すでに二年を経まして一応完了したのもございますし、また、目下努力をしております実施中のものもございまして、今日は、その進行状況を御報告申し上げたいと思っております。
この三本の柱のうちで、まず一応完了いたしましたのは過剰紡績の廃棄ということであります。本件につきましては、昨年の八月十日に通産大臣から告示が出まして、おおむね百万錠を目標とする一括廃棄を行なうようにという告示が出たわけでございます。そしてその百万錠のうちのおおむね六十万錠というものは一律削り当て、われわれプロラタ方式と申しておりますけれども、一律削り当てによってやるようにという御指示であつたわけでございます。その後、業界におきましては、政府御当局の御指導も受けまして、指示の一によりまして一律削り当てのプロラタ分につきましては十二月の十日をもって申し込みを締め切りました。そして登録番号等を確認いたしました上で、一月十五日に一斉停止をいたしました。廃棄に着手したわけでございます。指示の二によりまして任意廃棄につきましては、これは業者の任意による廃棄でございますので、どういふふうにしてこれを確保すべきかということをいろいろ相談をしたわけでございます。結局事業協会の買い上げ価格

であります一鍾三千円というものにさらにプラスをしまして、二千円の上乗せをいたしまして、これは業界独自の負担でもってやるということにいたしました。任意廃棄を募集いたしました。一月三十日に締め切りました。これも審査の上、二月二十八日から一斉停止をいたしました。廃棄に着手をいたしました。任意廃棄分ととも三月十五日までには全部廃棄を完了いたしました。ここに一括廃棄は完了したわけでございます。

その結果を申し上げますと、法律上の特定日と申しますが、昭和四十三年八月十日告示の出ました日現在におきましては、第一区分の精紡機は一千二百六十九千五百二十八鍾あつたわけでございます。この中から政令により第一号、第二号の除外設備百一十四千七百八十八鍾、第三号除外といっておりますが、これは純合織先染合織といふものをやっておりますけれども、七十六万八千五百五十四鍾、これだけ除外をいたしました。一括廃棄の対象となります設備は一千六十万二千四百二十四鍾あつたわけでございますが、これに對しまして一律廃棄は六・三五％という割合で強制廃棄をいたしました六十二万八千四百四十二鍾、この中には使用停止設備がございまして、これは三分の一に換算してあります。実際は六十七万一千鍾あつたわけでありまして、それから任意廃棄のほうは十六万七千七百十三鍾、これも実数は十七万五千八百鍾ばかりあつた。したがって、合計いたしました七十八万八千五百五十六鍾、実数は八十四万七千鍾あつたわけでございます。こういうふうにいまして、一括廃棄は完了したわけでございますが、これとほとんど同時に転産業者の廃棄が行なわれました。これは二社で、ごく小さい会社でございまして、三千二百二十鍾あつたわけでありまして、

これが一括廃棄に関する報告でございますが、この三本の柱のうち二番目の企業の規模の適正化ということにつきましては、わが国の紡績業者の八六％という頭数が五万鍾未満、適正規模とい

われております五万鍾に達しないものでございませう。そういう状態にございましたので、これを何とか適正規模に達したものを多くしたいというところで実行したわけでございますが、何分にも中小紡績というものは、これは一國一城のあるじでございますので、企業の独立性ということも関連いたしましたわけでございます。しかし、若干の先覚者の非常な努力によりまして、今日までに中日本紡績組合というのが六社で約十六万鍾でございますが、それから阪南紡績協同組合、これは四社で七万六千鍾でございます。それから名古屋紡績グループというのが三社で七万六千ぐらい、KDMというグループが三社で五万三千鍾、そのほか岸南事グループ、三社で四万四千、そのほかにも若干計画中のものがあるように聞いております。これはまだはつきりとしていないわけでございます。しかし、四十四年度からは開銀融資につきましても、中小紡のグループ化をするものにつきます。七・五％という特利を認めていただくということが実現をいたしましたので、グループ化ということがさらに進行すると思っております。あるいはすでにできましたグループが強化していくという見込みも十分にあると思っております。

それから第三の柱でございます設備の近代化。これは実質構造改善の真の目的でございます。ほかの二本の柱、すなわち過剰設備の廃棄とか適正規模の達成といふことは、近代化を促進するための手段であつたと申しても差しつかえないわけでございます。近代化の目標といたしましては、昭和四十六年度末までに自動連続方式——オートメーション方式を九十万鍾、それからラージパツケージ方式を百五十万鍾、それからオートドックファア、オートワインダー方式というのが約三百万鍾、それから非産産番手というものの近代化が三百万鍾、全部合わせまして八百四十万鍾の設備を大幅に近代化をする。そうして直接部門だけで四百八十三億円の投資をするという計画でございます。これができるかと、二十番手に換算しま

した生産性が一コリ当たり計画当初の昭和四十一年度末に五・一人でありましたものが四十六年度末には二・九人、三人を切るということになっておつたわけでございます。また、それによりまして、現在二交代制がままでもおこな操作であつたわけでありまして、三交代制の操業を四十一年度に七万鍾しかなかつたものを、四十六年度末には二百五十万鍾にまで増大しようという計画であつたわけでありまして、こういう計画に對しまして、開銀融資も四十二年度末までは約四十億というものが使われて、四十三年度には約四十八億というものが使われております。ことしはさらに五十億をこえるものが申請されると思つております。そういう近代化をやりますと、その結果としてどういふ成果があつたかということでございます。これはまだ正規の集計なり報告はできておりませんが、私自身がなりに調べましたか、その見積もりによりますと、オートメーションの連続自動方式、これは四十一年末に十三万一千鍾であつたものが、それが四十三年——曆年末でございますが、四十三年末には三十四万三千鍾になつた。約二・六倍に増加した。二年間で二・六倍になつた。オートワインダーは六百十台あつたものが——このオートワインダーというのは中小紡績の中でも非常に役立つ近代化でありまして、非常に労働力を節約いたします千二百二十台になつた。これは一・六倍に増加した。オートドックファア、これは自動玉揚げ機でございますが、これは七百十九台あつたものが四千七百八十七台になつた。六・七倍、非常な増加でございます。そういう近代化に並行いたしました、三交代の操業も四十一年に七万鍾であつたものが四十三年の十二月末では百四十三万鍾になつた、四十三年度末には百七十万鍾に達する見込みで、計画どおり四十六年度末には二百五十万鍾に達するものと確信をしております。そういうふうな近代化の結果、生産性も非常に向上いたしました。この二年間で約二割向上するわけでありまして、四十一年に二十番手で一コリ当たり五・一人でありました操業能力が、四

十三年の曆年末にはコリ当たり平均四・三人になつております。これは平均の数字でございます。非常に近代化した工場では一コリ当たり一人という工場も出ております。それほど近代化の成果はあがつてきております。四十六年度末まではさらに大幅な生産性の向上ということを期待しております。また、構造改善計画が立てられました当時、予見されておらなかつた新しい設備がございまして、これは空気が精紡、オーブンエンドスピニングあるいはブレイクスピニングと申しておりますが、これが昨年以來導入されまして、すでに四十四年の四月一日現在、これも非公式な調べでございますが、九十一台設置されております。これだけの規模な空気精紡機が設置されておりますが、これも昭和四十六年度末には七百四十台に達するものと予測しております。

以上が構造改善の進行の状態でございますけれども、この構造改善は、もとより後進圏の非常な追いつきとか、あるいは労働力の不足という内外の非常に困難な事態の中で実行されてまいりましたので、したがって、この進捗状況にも、中には非常に順調に進んだものもございまして、中にはなかなか思うようにはなかつたものもございまして、しかし、われわれ業界としましては、来年の六月末には、いわゆる繊維新法も失効するということでございます。そして、そうして完全な自由競争時代を迎える、そういう時代でもございまして、また後進圏の追いつきとか労働力の不足とかいう困難な事態はますますきびしくなってくる、そういう状態にございまして、今後ともますます構造改善、体質改善に努力をいたしまして、ほんとうに後進圏との賃金格差があつても、問題にならないというふうな状態にまで資本集約化を達成をしまして、国際競争力を強めていきたいというふうな覚悟をしております。そのために、今後近代化には一層努力をいたします。したがって、開銀融資につきましても、特に金額及び低利の融資の確保ということもともに望ましい

ことでございます。それからまた、技術革新の時代にふさわしいような耐用年数——現在の耐用年数は紡績は十四年というようになっております。これは構造改善という思想が起る前の耐用年数であります。今日欧州諸国でも構造改善に努力をしております。今日フランスやドイツでは、六年ないし十年というところで、技術革新の今日の時代には、十年あるいはそれ以下という耐用年数のほうが望ましいわけでございます。こういうようなこともわれわれ強く希望しております。そういう点につきましては、諸先生の今後一そう御理解をいただきまして、われわれの構造改善につきまして御指導御支援をお願いしたいと思います。構造改善はなほ簡単でございましたけれども、構造改善の概略を申し上げます。

○委員長(八木一郎君) 次に宮崎参考人にお願いたします。

○参考人(宮崎輝君) 宮崎でございます。ただいま有田参考人からお話ございましたように、日本国内では、いま懸命になって構造改善を実施しておりますが、一方、一番織維の輸出先でありますアメリカでは、輸入規制を自主規制の名において行なわせようとしておりますが、私は、アメリカの輸入規制の問題を中心にお話をさせていただきます。

と申しますのは、御承知のように織維産業としてましては、日本でも一番大きな問題は構造改善であります。それが何といたしまして後進国の追いつきという問題に対抗していかねばならないという点であります。日本における織維産業に従事しております雇用数は約百九十万といわれております。アメリカは二百五十万と発表しておりますが、この多大な雇用をかかえておること、それから製品のほとんどに対して多くのものが輸出されておる。大体、昭和四十三年度で二十億ドルに達しましたが、四十四年度では二十九億数千ドルに達する見通しでありまして、二十億ドルに達してまたそれをこえる輸出をかせいでおる

産業であるということでありまして、この商品がまた広く世界各国で、ガットに入っているいろいろな名目のために割り当て制をしかれておるといふこと、これを伸ばしていくためには非常に困難があるというところでございます。特に綿製品につきましては、御承知のとおりLTAというものがありません。実にごんじがらめに縛られておる。これを伸ばすのは、特にLTAを拡大適用しようとするのが、現在アメリカのニクソン政権のこの政策でございます。このためにスタンズ商務長官がすでにヨーロッパに参りまして、五月十日に日本に来るといふことになっておる。その問題で——沖繩問題という名前のものであります。問題は——沖繩問題に対するLTAの拡大適用を考へよう、交渉を始めよう、あるいは打診しようという状態になっておる。このLTA

といふのは、実は日本で十三年前に自主規制を始めたというのがそもものはしりでございます。それから政府間ベールの協定になり、それからS.T.A.それからL.T.A.というふうになってまいりまして、来年の九月の三十日にこの期限が切れることになっておる。その一年以前にレビニウすることになっておる。その一年以前にレビニウすることによっておる。この七月ごろにそれを延ばすか延ばさないかという問題、あるいはこれを改定するかどうかという問題を含めまして、レビニウが行なわれるということになっておる。その七月の前の六月ごろに、綿製品協定を毛製品及び化繊にも拡大適用するということにガットの会議を開こうというところになっておる。この七月の問題を意識してこのLTAができたかということ、これはなほ、これは、朝鮮戦争が終つたあとでありまして、非常に世界的に不況でありましたが、特にアメリカの織維業界は非常に不況でありました。その上に、いわゆるワンダラー・ブラウスという

のが多く流れ込んだという状況でありました。ために、いま言いましたように、日本が進んで自主規制を実施したわけでございます。それから現在のLTAに発展してきたというところでございまして。しかしながら、現在の化繊及び毛を含むアメリカの織維産業はどうかと申しますと、非常に繁栄をしております。昨年年度は未曾有の繁栄をしております。このこと、一九六九年も雇用、利益、生産ともに非常に順調な発展を遂げられておる。このことは、テキスタイル・ワールド誌が報告をしております。このように、一九五六年当時とは全く事情が違った現在において、なぜアメリカがこういふようなことをやるかと申しますと、ニクソン大統領が選挙のときに公約をしたというだけの理由でありまして、これはアメリカのATMIが突き上げておるといふ、全く政治的な理由に基づいて行なわれておることにはつきりしております。諸先生方が選挙のときにいろいろと公約をなさると思はれますが、そういう公約をなさることは自由でありますけれども、それはあくまでも国内的な問題であつて、それを外国に拘束するような公約によつて、それを強行されることには、これはまことに理解しがたいことではございません。ニクソン大統領が記者会見

で、クォータ法案を通すのではなくて、輸出国の自主規制による方法でいくんだということを申し上げておられますけれども、これは実はしつこくには非常に合理的であるように思われがちであります。が、実は全くクォータ法案と差がないのであります。御承知のようにアメリカでは独禁法の規定がございまして、業者間の協定ができません。それで、鉄の場合は自主規制をするといふことをこちらからアメリカの國務省に手紙を書きまして、その手紙を公表するといふ方法をとっておりますけれども、織維の場合は、先ほど申しましたように、すでにありますLTAを拡大適用するということでありまして、政府間の協定になるのであります。その意味でスタンズ長官が近く来日されることになっておるわけでありまして。しかしそ

れと同時に、アメリカでは憲法の規定がございまして、政府間協定になります場合には、やはり授權立法——国会が大統領に交渉の権限を委任するという授權立法が必要であります。それから第二は、協定に入る人と入らない人との間の不利益といふ点、バランスをとるために、入らない人にはアウトサイダーを規制するレギュレーションを発動し得るといふ規定になっておる。ですからあくまでがらばってアメリカの言いなりにならないと、おまへはアウトサイダーだといふので、一方的に押しつけられる、それを断ると押しつけられるといふことで、クォータ法案と変わらぬという仕組みでありまして、アメリカでは農業法二百四十二条を改正して、このアウトサイダーを規制することができるようになっておる。そして、そのために実は香港が最後まで反対したといふことになっておる。しかもその上に、カテゴリーというものがたくさんありまして、カテゴリー別にワクをきめまして、そうしてやられま

すから、そのカテゴリーを全部充足することは不可能でありまして、結果においては輸入制限になるという方法をとっております。同じように今度またカテゴリーを設けるのだといふことで、特にアメリカ国会に出ておる法案はその点に触れておられます。そういうことでありまして、特にこれから伸びなければならぬ化繊、毛等におきまして、アメリカの産業が非常に榮えているために、その合理性がないといふことに気づいたのであります。今度ATMIの大会でスタンズが演説しておりますが、その中で、ロイ・コスタブ国からくるところのテキスタイル・アンド・アパレルといふことを使っておりますが、市場擾乱を防止するために新しい何らかの方法をとらなければならぬといふことを申し上げておられます。それと同時に、アメリカでは織維産業だけではない九八八年に入億ドルの赤字になったので、これはたいへんなことだ、だから輸入制限をしなければならぬといふことを申し上げておられます。大体織維だけではなほ一六八八年にアメリカは八億

ドル赤字になっておりますが、これはアメリカと全世界との関係でそうなっている。日本はアメリカから穀物を買っておりますが、農産物だけで日本は十三億ドル近くの赤字になっております。ですから赤字をとらえて国際収支を比較するということは非常におかしいのでございまして、日本はアメリカから穀物を買って、いろいろなものをまた売っているというのであります。同時にアメリカ系統の資本の会社から石油を約十億ドル以上買っております。それからそのほかにアメリカのステール・メーカーの経営をしております鉄鉱石を買っているのですが、そういう間接的なものを入れるとお互いさまなんです。そういうことで、私は理由は全くないと思っております。そこで、しかしロー・コスト国という意味はチープ・レーパー国ということ、いわゆる香港、台湾、韓国、日本というところが対象になるということになると思っております。日本の賃金はチープ・レーパーにございませぬ。フランス、イタリーと同等以上になっておりますし、昨日も鉄鋼の賃金回答がございまして、あんなふうに毎年上がりますと、一三%以上上がるのです。ですからチープ・レーパーという時代ではなくなつたというのであります。しかし市場擾乱ということばを使っております。市場擾乱のないものはそれじやいのか、それからテキスタイル・アンド・アパレルというのを申しますと、フィラメントとファイバー、繊維には糸と綿がありまして、それを織ったり紡績したりするわけでありまして、織る紡績以降の工程を言うのであって、フィラメントとファイバーは入らないのだというよりなニュアンスがあります。そういうことをいたしますと、EEC、ヨーロッパ方面ではフィラメントとファイバーを輸出しているのが多く、アメリカもフィラメントとファイバーを輸出しているというので、やはり対象になるのは日本を中心とした東南アジアだということになると思ひます。これはつまりアメリカがヨーロッパと日本と東南アジアの分断作戦をねらっているのであります。

そしてガットの会議につかせよう、ヨーロッパはあまり実害はないし、特に英国毛織物は高級品であるから、市場擾乱の事実はないし、しかもロー・コストでないから除外する。結局目標とするのは日本及び東南アジアの諸国であるということになると思ひますが、その香港、台湾、韓国等には日本からの原料はほとんど九割をございまして、それをかかれは二次製品等にしてアメリカに売っているという実情でありますから、対象になるのは日本及びそれを中心とした国々であるということになると思ひます。しかもアメリカは一方では自動車資本の自由化と百二十一種目の非関税障壁の撤廃というのを強く日本に要求をしております。そういう意味におきまして、アメリカの言うことは一方においては自由化を主張しながら一方においては自主規制を要求するということ、全く理由にならないというふうに考へております。特に綿製品協定のLTAにおきましては、LTAは綿以外のものには及ばないということを書いてあるのです。そういうふうに書いてあるにかかわらず、これを毛及び化纤織のほうに及ぼそうとすることは、全く協定の違反ではないかというふうに考へております。

次に、この問題は、それですでに鉄もやつていりゃないか、それだったら化合織もやつたらどうか、毛もやつたらどうかというふうになります。これは実は非常に重大な問題であります。化合織毛が、先ほど申しましたようにアメリカにおいて繊維産業全体が非常に繁栄をしておるにもかかわらず、大統領が選挙で公約したらそれによって輸出は自主規制を強制されるのだという例が一つできますと、他の、たとえばテレビ等問題が起こっておりますが、他の製品においてアメリカの事業が栄えていないという場合に、その自主規制を要求されません場合にはこれを拒否することが日本はできなくなるといふことで、これは全産業の問題であつて、決して事が化合織や毛だけの問題ではないといふことをひとつぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

しかしながら、それじゃどうしたらいいか。市場擾乱が現に起こつていりゃないかということですが、これは実は日本の倒産件数といふのは世界一多いのでありまして、アメリカでも倒産は一部あるであります。しかしながら、そういう場合、実はガットの規定の中にちゃんと救済条項がありまして、ガット十九条といふのがあつたわけなんです。一部関税を上げる等の方法がありますし、またアメリカでは通商拡大法がありまして、救済するといふような方法もありまして、非常に完備した制度を持っております。で、そういうような制度を十分に活用することによってこの問題は解決し得る。といふことは、すでに制度上、アメリカもまた社会的にも完備しておるわけがあります。それで、ほか、よくヨーロッパの人が問題にするのであります。二重為替制度であるとかあるいは国家の補助であるとかいふような制度をとつていりゃないか、そういうのはやめてくれといふことを申しますが、これは当然であります。そういう制度の撤廃を要求するといふようなこと、そういうことがアメリカとしてやるべき道ではないといふふうに考へております。大体、あらゆるそういう関税障壁を互いに除いて、そして自由な貿易に向かつて推進していくといふのが全体の国々のべき措置ではないか。特にアメリカは、御承知のように輸出を五年の間に五百億ドルまで伸ばそうといふ方針を打ち出しておりました。そういうふうにして大いに輸出を拡大しようといふ方針を立てておるわけでありまして、そういう場合に、逆によその国において輸出を減らせといふことは筋が通らないといふふうに考へております。特に、もう一つの問題は、いわゆる発展途上国に対して、そんなにこわいのかといふことであります。ただいま有田参事もおっしゃいましたように、いわゆる発展途上国のお家芸に対抗するために、設備の近代化をやつていりゃないかといふことであります。アメリカこそ近代化をやるべきじゃないか。アメ

リカの賃金はドイツの倍です。日本の四倍近いといわれておりますが、それにもかかわらず繊維以外の産業は全部栄えていりゃないか。そして五百億ドルまでも輸出していりゃないか。その中にはもちろん農産物もあるわけでありまして、そういう国であるならば、繊維産業についてだけな近代化をやらないのか。近代化をやつて、堂々と後進国に對抗していかないか。しかしながら、強硬物といふのがあつたわけですが、そういうものはアメリカはつくりませんから、そんなものは輸入したらいけないことになつていりゃないか。私は、アメリカこそ思い切つてそういう設備の近代化、構造改善をやるべきじゃないかと思つていりゃないか。実は最近やつておるようですが、その上にプラス、もつと後進国に出でいけ。現にアメリカの自動車、石油資本は外国に出でいこうといふわけですから、なぜアメリカの繊維産業だけが出でいけないのか。現にスタンスの演説の中に、やむを得ず後進国に出でいけざるを得ないだらうといふことを言つておるのです。私は、やむを得ず出でいけなく、喜んで、他の産業と同じように、勇気を持って後進国に出でいけ。みずからこれを賃加工してアメリカに持つていくべきだといふことを考へております。そういうような意味において、アメリカは、アメリカの繊維産業以外の他の産業と同等以上のひとつ勇氣を出してこの際に出でいけべきではないかといふことを言つておるのであります。

最後にもう一つ申し上げたいのは、この輸入制限の問題につきまして、非常に日本に対する不信の念が世界中にございまして、というのは、日本は折れるのじゃなからうか。いままでの例から見ても最後には折れるのは日本じゃなからうか。裏で取引するのではなからうかといふので、ヨーロッパも発展途上国も異口同音に日本に対して不信感を持つております。これらはさうでないのだといふことを何度説明してもなかなかわかりませんが、ぜひこの意味において、日本はこの不合理な要求には応じないのだ、しかしそのかわり日本はやるべ

きことはやるという態勢でいくんだということ、ぜひ国会ではっきりひとつ意思表示をしていただいて、政府及び行政府を督促していただきたいというところを、この機会にお願いしていただきたいと思っております。

○委員長(八木一郎君) 次に、寺田参考人にお願

いいたします。

○参考人(寺田忠次君) 私は、日本綿スフ織物工業組合の寺田でございます。

先生方現下のきびしい繊維業界の現状を心から御心配くださいます。構造改善事業の完遂に大きな御期待をかけてくださいますことについては、ありがたく厚く御礼を申し上げます。

二年前に諸先生方の特段の御配慮によりまして織布業構造改善対策を確立していただいたのであります。その後、綿織物の各産地は、産地ぐるみになりまして構造改善事業の円滑な実施をはかってまいりました。その実施の状況を申し上げます。昭和三十二年度におきましては、実施産地は二十三産地でございます。設備ビルドの規模は約六十億円でございます。その内訳は織機三十一億円、準備機等が十七億円、共同施設に十二億円でございます。企業の集約化の件数は約百六十余でございます。参加事業所が約二千有余であります。商品開発の件数はビニロンホース基布の開発など三件でございます。労務対策につきましても、従業員の宿舎や住宅の建設など六十四件でございます。

昭和三十二年の実施産地は二十八でございます。設備ビルドの規模は六十九億円、この内訳は織機が約二十七億円、準備機等が二十五億円、共同施設十七億円、企業集約化は八十四件、五百余の事業所が参加しました。この結果、両年度で三千有余の事業所がグループ化に参加いたしました。労務対策では従業員家族住宅の建設など

八十件でございます。

次に、これらの構造改善事業の実施効果につきまして申し上げたいと思っております。グループ化を通じて思いついた設備ビルドを断行した企業につきましては、たいへんな近代化効果をあげております。省力化、能率の向上、高級品種への転換等によりまして高収益をあげることが認められます。一例を申しますと、織機の前工程である綜撚機通しの部分につきましては、新鋭設備を導入した結果、従来この工程が必要としていた三十四人を一挙に四人に減らすことができました。また別の例では、百七十七台の普通織機の工場、その半分の台数を超自動織機に入れかえましたために、能率の向上のみならず、高級織物の生産が可能となりまして、従来の水揚げが一躍倍増したのであります。

グループ化につきましては、中小零細規模業者のグループ化の促進と共同施設の整備拡充が活発に行なわれております。前に申し上げましたように三千有余の事業所で結成いたしました約二百五十のグループが原料の共同購入、共同販売など経営の合理化をはかり、あるいは共同施設を設置し、個々の企業では設置でき得ないような新鋭設備を購入いたしました。大きな成果をあげております。たとえば一つの産地におきましては、十億円余の投資でございます。準備工程等の巨大な共同施設が建設されておりました。中小規模業者の経営の合理化に非常に大きく貢献しております。このようにいづれの産地もそれぞれ顕著な効果をあげておりますが、第二年度の四十三年度におきましては、予算規模を拡大していただいたにもかかわらず、革新織機の開発がおくれたこと等が事情によりまして、遺憾ながら予算を完全に消化し得なかつたという結果に終わりました。国会並びに関係の御当局に対しまして、ことに申しわけないことと恐縮に存している次第でございます。この未消化になりました事情を申し上げますと、四十二年の四月に大阪におきまして開催されました国際見本市に、二つの国産革新織機が

出品されました。これを参観いたしましたものは、一台一千万円もする外国の革新織機と比較いたしまして、その性能がやや匹敵すると思われるようなこの国産織機が二百万円以下で入手できるということ、この国産織機の量産化に期待をかけておりました。四十三年度の計画にはこの革新織機を取り入れようとしたのであります。量産化がなかなか実現しなかつたために、国産革新織機によるビルドが実行されるに至らなかつたこととあります。この結果、資金面から見ますと、設備ビルドが織機以外のものに重点が移行したのではないかと、あるいはまた上乗せ廃棄を回避したのではないかと、誤解を受けることになって、まことに遺憾でございます。これは一に革新織機の開発が期待よりおくれたことによるのであります。この事情を御理解賜りたい、かように考えるわけであります。

次に、構造改善事業を円滑に実施するため必要と思われる事項について申し上げます。

第一に、緊急に革新機械の量産化、実用化をはかることとあります。機械業界に国際水準に近いような機械の開発と量産化を強く要望いたします。機械業界からも努力するとの回答は得ておりますけれども、早急にその努力を結実させていただくということはまだできておりません。

第二に、原料系の品質の改善をはかることとあります。織機の高性能化に際しましてその効果をあげるためには、良質の原料系を使用しなければなりません。したがって今後原料系の品質をより一層向上させることが必要でありまして、これにつきましてでも紡績業界の協力をお願いしておるわけであります。

第三に、新製品の開発と市場の開拓をはかることとあります。需要構造の変化や消費促進のために特に努力を要するものであります。織布業のように中間製品のメーカーとしては、自己努力のほかに、紡績あるいは化繊の各社や商社の御協力

にまたなくてはならないことがたくさんございます。これについても関連業界に積極的な御協力をお願いいたしておるわけであります。また、今後の輸出振興のためには、加工度の高い中小企業製品の開発が必要でございますが、われわれ中小企業の場合、海外市場の動向等を研究する機会が少ないので、ジェットロや在外公館にてサンプルやあるいは市場動向の情報を収集して提供していただくようにお願いしております。

第四番目に、労務の確保でございます。労働力の不足はまことに深刻でございます。業界の在籍者は約十五万人余であります。退職と採用の状況を見ますと、退職者が充足者を大幅に上回っております。毎年約一万人余の充足ができません。各企業はもちろんのこと、産地組合におきましても求人への開拓や定着性の向上に鋭意努力をなされております。多額の資金を要することでもあり、御当局に対しまして雇用促進事業団の資金の増大や、共同福利厚生施設の建設や、建設の助成等についてなお一そうの御高配をいただきたいと願っております。また技術革新に伴いまして従業者の技術の研修や技術者の社会的地位の向上などが必要でございますが、これらにつきましても、政府御当局の格段の御配慮をお願い申し上げます。

第五に、なお一そう強力にグループ化を促進することとあります。過当競争の排除と生産取引秩序の維持のために、中小零細規模の業者のグループ化が必要でございます。これらのものが親機に依存している現状にありますので、今後は親機を中心とした合理的な関係のグループ化を促進して品種の専門化あるいは品質や技術の改善をはかっていきたい、かように考えております。このグループ化の促進並びに業務の運営につきまして、関係御当局の御指導をいただきたい、かように考えております。

なお、昭和三十四年度につきましては、ただいま各産地は構造改善事業計画の策定中でございます。

すが、ことは革新織機開発のテンポの見直しもややはっきりしてまいりましたので、現在の最新鋭機を中心に、予算の許される範囲で構造改善事業に取り組みことになりまして、予算は一〇〇%消化する見通しでございます。この計画につきま

しては、関係御当局の指導を受けまして最善を尽くしてこれを完遂し、所期の効果をあげたい、かように考えておるわけでありまして。来年度の四

五年度は、革新織機の量産化も期待されますので、構造改善の希望は殺到してくるものと考えて

おります。私どもは画期的な構造改善対策によつて織布業の振興をはかり、もつて国内で消費する

衣料や工業用資材を自力で提供し、また加工度の高い製品の輸出増加をはかるようにしなければ

ならないと考へておるわけでありまして。総力をあげてこの事業を完遂したいと考へております

ので、国会の諸先生方におかれまして、また関係御当局におかれまして、なお一その御高配と御指導をお願い申し上げます。

なお細部にわたりました野沢専務が参つておりますので、お話しを得まして補足説明をいたさせ

ます。よろしく。

○委員長(八木一郎君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(八木一郎君) 速記を始めて。

○委員長(八木一郎君) それでは、この際、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたし

ます。

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案審査のため、本日参考人として、日本

綿スフ織物工業連合会専務理事野沢久雄君の出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(八木一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(八木一郎君) それでは野沢参考人、御

意見を述べさせていただきます。短時間をお願いいたします。

○参考人(野沢久雄君) 時間もないところでござい

ますので、簡単にお願い申し上げます。

ただいま寺田参考人から大筋について申し上げますが、二、三の問題点を申し上げて御指導いただきたいと思

ひます。

一つの問題は、金融の問題でございます。構造改革の制度を諸先生のおかげをもちまして現在実

行中でございますが、設備資金のうち七割は長期低利の融資をいただいております。なお三割

分につきましては、事業協会等の保証によりまして運営をしておるわけでございますが、残念ながら

から私どもの業界は長年にわたります不況によりまして、それにプラスいたしまする自己資金の調達

が非常に困難な状況でございます。機械設備等は長期低利の資金によりまして充足できる

のでございますが、そういったする場合に、当然若干の工場も直さなければいけません。

あるいはまた付属設備の追加も自己資金によつて充当しなければなりません。そうしなければ構造

改革によるほんとうの生きた姿にならないわけでございます。ところがいま申し上げましたような

業界の実情によりまして、なかなかこのプラスアルファの資金の充足が、自分だけの力によつては

むずかしいのが、非常に私どもの業界として困つておる問題でございます。この問題につきま

して進めておるわけでございますが、本件につきまして特にまた今後諸先生のお力添えをいた

したいというのが一つの問題でございます。

それから次に、構造改革の一つの大きな柱でありますグルーピングの問題でございます。申

し上げるまでもなく、現在流通革命なり、あるいはまたファイバー、糸段階の企業合併等、繊維業

界の姿が着々近代化されておるわけでございますが、それに伴い、われわれの現在のような一

万六、七千人というような零細多様な実情を改善し

ていかなきゃならぬ。統合あるいは協業化によつて、この経済の流れに沿っていかなきゃならぬ

のでございますが、これがまた非常にむずかしい問題でございます。先ほど有田参考人も申されま

したように、長い間一國一城のあるじとして経営してまいりましたのを、みんなと一緒

に仕事をしていくということになりますためには、いろいろな問題がそこでき

てきてまいりますわけでございます。私ども中小企業の関係におきましては、協同組合

あるいは企業組合等それぞれの制度によつて運営をしていくわけでございますが、産地産地

によりまして、また、業態業態によりまして、その統合、集合化の姿というものは、現実に合

った内容で運営をしていかなければ生きたグルーピングができないということになるわけ

でございます。このグルーピングの問題につきま

して、法の運営等におきましても十分流動的な考え方で御指導をいただきたい、かように思

ひます。

それから、簡単に申し上げますが、最後に労働問題でございますが、私どもの業界は、いま

寺田参考人から申し上げますように、毎年大体一万人ぐらいつ減つてお

ります。これは、だんだん労働力が不足になっておる現在の段階にお

きまして、やむを得ないといえはやむを得ないのですが、しかも、今度の構造改革という問題

が、企業の合理化、設備の近代化によつて省力化をしまして、さらに合理的な織布業に脱皮する

ことでございます。当然ではござい

ます。標は、必ずしもマスプロではござい

ません。むしろその企業に即応した、中小企業にふさわしい、付加価値の多い中小企業に

することが構造改革の一つの目的でもあるわけ

でございます。また、マスプロ製品の場合にお

きまして、また、だん製品が高度化していき

ます。織機の面につきま

しては合理化をされて人も少なくなるわけ

でございますが、高級製品をつくれはつくる

ほど、あと始末が手数がかかります。というふうな

こと

で、幾ら構造改革を進展させましても、人がど

ん減つてしまつてもよろしいということには

ならない。やはりある程度の労働力の確保とい

うことは、どうしてもこの構造改革を推進する

ために必要であるということでございます。

それらの問題につきまして国会の諸先生にも十分御理解をいただきまして御指導いただきたい

というのが私の補足説明でございます。ありがた

うございました。

○委員長(八木一郎君) 次に、安井参考人にお

行なわれております。八百あまりの事業所で結成した約九十のグループが共同受注、共同販売、あるいは原糸の共同購入など、経営の合理化をはかり、あるいは共同施設を設置して、個々の企業で設置できなかったような設備を導入して大きな集約化の効果をあげておられます。一例をあげますと、十二の事業所で結成したグループにおいて、ストラッシャー・サイジング機を導入いたしました共同加工を行なったため、従来各事業所において整理、のりつけ等のために要した要員七十二名が一挙に四人に減らすことができました。こういうのもございませう。

御高承のとおり私どもの業界は典型的な中小零細企業の集団でございます。抜本的な構造改善事業を実施することはなかなか容易ならぬこととございませう。またその実施上の過程においていろいろ問題がございませう。その困難な問題等につきましては、先ほど綿工連の寺田会長、あるいは野沢専務理事からもお話がございましたが、絹人織織布業におきましても、これとおおむね同じでございますので省略いたしますが、これらを克服しつつ効果的に実施いたすべく最大の努力をいたしております。おかげさまで構改革も第三年目を迎え、組合員全体の自覚と理解も大いに高まり、積極的に構改革に取り組んでおり、また組合の基盤も着実に強化しておりますので、業界は責任をもって構改革を完遂できるものと確信しております。この機会に、特につけ加えて先生方にお願ひ申し上げたいことは、御高承のとおりわれわれ業界を取り巻く内外の環境はいよいよよきよきしく、先ほど宮崎参考人からもお話のように、特にアメリカにおける輸入制限問題をはじめ、特恵関税の実施、さらに後進国の急速な追い上げ、また国内においては労働需給の逼迫、労働賃金の上昇など織布業の経営はいよいよ困難な状態に達しつつあります。したがって、われわれ業界は一致団結のもとに重大な決意をもって構改革を緊急に完遂したいと努力しております。

の事情をとくと御賢察の上、今後における政府の財政、金融措置、対外折衝等につきましては、引き続き格段の御配慮、御援助を賜りますようお願いいたしまして私の陳述を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(八木一郎君) それではこれより質疑に入ります。質疑のあおりの方は順次御発言を願います。

○近藤信一君 時間がございませぬし、特に本日本衆参両院議長のご招待によりましてソ連最高会議の民族会議議長のパレッキス氏が十二時半に羽田に着かれるので、それを迎えるに行かなきゃなりませんので、各参考人に簡単に御質問を申し上げまして、そして質問のしつぱなしになるかもしませんが、その点ひとつあしからず御了承願いたいと思っております。

まず最初にずつと一べんに私質問しておきますので、あとで御答弁をひとつしておいていただきます。御高承のとおり、紡績協会、化繊協会の有田さんと宮崎さんに御質問を申し上げるわけですが、アメリカではニクソン大統領が就任されてから、わが国における心配といふものは、特に繊維業界におけるところの心配が大きく各地で展開されておられるわけですが、それは、従来アメリカで日本の繊維製品に対するところの規制問題が常に取り上げられてきた。そこでニクソン大統領になって、これは一そう強められるんじゃないかというふうな空気がいろいろあるが、わが国の業界にはあるわけなんです。さらに紡績協会も化繊協会も、いかなる規制にも反対だ、特にアメリカではいま日本に自主規制をやれというふうなことが言われておる、それに対して自主規制に対してもこれは強く反対する、これを認めるならばやがては輸入規制につなげてくるであろう、こういう意見から反対をしておられるわけでございます。ところがその反面におきまして、アメリカ側の繊維産業の海外への進出というものはこのところ目ざましく発展してきているというふうにも聞いております。

し、特にこれはヨーロッパにおけるところのアメリカ産業の進出というものもございませぬし、西独におきましてもこの点非常に心配をしておる。もういたしますと、やがてはわが国に対するところの進出という点もこれは考えられなければならぬんじゃないか。いわゆる将来の見通しとして、アメリカの日本への進出はどの程度あるやに思われるのか。この点をひとつ承っておきたい。

さらにもう一つは、合繊などは第一次の資本自由化品目の中にあげられておるわけでございますから、日本への進出が将来活発になるんじゃないか、こういうふうな見通しもつくわけでございますが、この点どのように考えておられるのか、この点もお尋ねいたします。

いま一つは、特に日本ではアメリカと東南アジアに繊維の輸出というものがなされておられますけれども、一体、将来ヨーロッパに対するところの輸出面に対してどういうふうな見通しを持っておられるのか、この点も承っておきます。

んです。行ってこられた方に聞きますと、みんなその点をお話しなさるわけなんです、特にわが国の中小企業には若年労働者の雇入れというものが、非常に苦慮しておられる。当然そうすると人的不足をどこでカバーするかという、私は機械によってこれをカバーしていかねばならぬと思うのですが、その点、今度の構造改善の中に機械が含まれていないという点で、私は先ごろこの委員会におきまして一応政府にその点を追及したわけでございますが、この点について、いわゆる将来の機械さんとしてどういうふうにお考えになっておられるのか。

それからもう一つは、構造改善で非常に機械さんのほうでは活発に動いておられる。産地組合のしつかりしているところはほとんど進んでおりますけれども、またまた踏み切れないという産地組合も多々あるというふうな私聞いておりますが、この点について、一体なぜ踏み切っていないのか、どこにその原因があるのか、この点もあわせて伺っておきたいと思っております。

以上簡単にございませぬけれども、時間がございませぬから、まことに失礼でございますが、質問のしつぱなしということになりましたが、ひとつあしからず御了承願いたいと思っております。

○参考人(有田三君) 近藤先生の御質問にお答え申し上げます。

初めの御質問は、アメリカの繊維産業が海外、特に欧州諸国に進出しておって、わが国に対する進出をどう思っているかという御質問だと思っております。なるほど仰せのとおり、アメリカの合成繊維産業、あるいは紡績業でもパーリントンなんかは欧州——英国、ドイツ、ベルギー、スイス等に進出しております。けれども、大体進出しておられるのは合繊製造部門でございます。紡績のほうはあまり進出しておりません。パーリントンなんかは紡績業者でございますけれども、進出しておられるのは流通部門、パーリントンの経営しております流通部門。それからそのほかに繊維の流通業

者はこれはいづれ進出しましてアメリカ方式の商売を欧州でやっております。

われわれのほうから言いますと、紡績部門につきましては、たとえアメリカの企業が進出してこようという考えを持ちましても、今日十分に對抗していただくの自信を持っておりま。流通部門に対する進出は、これは相当問題でございます。ビッグストアとか新しい流通革命の面におきましては、向こうは一步進んでおります。これが進出して行くことは確かに問題でございますけれども、大いにこれから研究しなければならぬと思ひます。しかしながら必ずしもマイナスばかりじゃないと思ひます。これによって日本の流通部門の構造改善ということが促進をされればプラスになる面もあるんじゃないかと思っております。これは私のほうの紡績だけの考えでございます。

それからヨーロッパ市場に対する見通しという御質問でございますが、これは欧州諸国は経済成長も非常に急速でございますし、非常に大事なマーケットと大いに日本としても重要視しなければならぬと思ひます。しかし御承知のように、欧州諸国は非常にじょうずに輸入制限をやっております。ガットの残存輸入制限を非常にうまうまやっております。なかなかノルドウィック協定とかヤウンデ協定というものがあつまして、思うように進出できないのが現状でございます。これを何とか打開しようと思ひまして、いま政府にお願ひをしまして、現地の調査とか対策ということに非常に力を入れるようにいたしております。

それから、もう一つの御質問の染色、メリヤスの構造改善についてどう思ふか。これは、繊維産業というものは、繊維メーカーから最後の小売店のカウンターでお客様に品物を渡すところまで、全部一体でございます。合繊維業といわず、紡績といわず、織布、染色加工、メリヤス、縫製全部が連帯性を持っておりま。染色からメリヤスまでみな全部構造改善が行なわれることは、われわれ非常に歓迎するものであります。

○参考人(宮崎輝君) それではただいまお触れに

ならなかつた点についてだけ申し上げますが、アメリカが日本に進出して行く場合には、まず技術的に非常に進んでいるもの、これが出てくると思ひます。これは現にいわゆるスピンドルというのがあります。フライメントの場合ですが、一ペルン糸にひいたものを巻きまして、さらに引っぱるということになっておりますが、いきなり引っぱって巻くという技術がいま確立されておりますが、日本が特許を持っておるわけですが、そういうようなものであります。日本にきてやられますと、うまくこの技術が確立されますと、日本はすつかりやられてしまひます。特許のライセンスはしない、日本も特許をとつておるから、新しいそういうようなものが日本にきて、かりに一〇〇%の会社ができるという場合には、日本では可能性が非常にあるというふうに考へておるま。

それから第二は、たとえば日本の技術がまだおいておるもの、グラスファイバー等も日本においですで、会社に社がありますけれども、アメリカは非常に進歩している。アメリカのカートンとか、そういうものについては非常に最近防燃性の問題が起つておるものから、そういう独特な技術を持っておるものを日本で製造する、こういう危険があります。

それから第三には、もうすでにジョイントベンチャーができておるけれども、たとえばポリエステルのタイヤコードは、すでにジョイントベンチャーができておるけれども、こんなものを日本で始める。こういう意味で、日本でできないもの、日本より進んでおるもの、特許で保護されておるようなもの、こういうものは、私は決して日本は楽観してはいけなないというふうに考へておるま。したがつて、われわれも全力をあげてこの技術開発にいま努力をいたしております。

それからもう一つ、ちょっとさっきお話がありました。前の参考人お触れになりませんでした。大体アメリカ、東南アジアにそれぞれ三分の一、そ

の他三分の一というふうになつておるのですが、EEC、英国になぜできないかという事になりますと、実はただいまお話ございましたように、ノルドウィック協定というものがあつまして、日本、香港、台湾、韓国と同じように、日本は迂回して、たとえばスイスに輸出して、スイスのものがフランスにいくことができないような協定を結んでおるわけですが、これは特定な商品ですけれども、そういうような問題があります。ガットの関係で、日本はガットに加盟するときに、三十五条の援用を撤回して、みなが制当ての協定を結んでおるわけですが、ヨーロッパの国々ではこれが非常に問題でして、これをカナダと昨年の十二月に結んだわけですが、それまでは輸出入取引法で日本が自主的に、ほんとうに自主規制をやつておつたのですが、この契約を結んだものでありますから、アメリカが言いますには、カナダの場合には五五%アメリカ系の資本なんです。これと協定を結んだものから、なぜ世界じゅうと結んでおるのに、アメリカとだけ結ばないのかというのがアメリカの言ひ分になつておるわけですが、実はわれわれ、それぞれやむを得ざる理由によつて結んだんだと言ひます。アメリカは今度は、ニクソンが約束したから、政治的理由によつておまへらに自主規制を要求して、こういうふうな言ひわけです。それで私どもは、これは実は間違ひなんだと、お互いにそういう理由でクォータをやるのは間違ひなんだ、それは全部はずしていかワクをふやすように日本はヨーロッパに要求して、カナダにも同様なんだ、カナダにもわれわれは決つておるだということをやつておるわけでありまして、そういう意味で、私は将来ヨーロッパ諸国がもう少しワクをふやして、または撤廃してもらつて、日本の輸出がヨーロッパにもふえていくというふうにする、これはアメリカも希望しておるわけですが、アメリカも、圧力がかからないで世界に広く分散していくことを要求しておりますか

ら、これはアメリカと利害は一致しております。もう一つは、ソ連その他の共産圏に対する輸出でございます。輸出しておりますものの半分ぐらいはソ連に出しております。特にアメリカが木材輸出を制限しましたから、カナダも制限しましたから、ソ連材を日本は買ひつかないということになりますけれども、ソ連は林道がないわけですが、林道をつくるために金が要る。それで日本から二次製品を買ひつけます。それを十倍ないし十七倍で大衆に売つておるわけですが、それを七千七千ドルくらいに売り上げになるので、利益になりますから、その利益を林道開発に使うわけですが、そういう意味で、いま木材の輸入制限で、ソ連からソ連の林道をつくるのと同時に、ナホトカ港その他の港から日本に持つてくるのですが、港の整備が悪いので、港の改修を日本がしてやる。そうして必要な生産財も売つても消費財も売つてもうけましてやつて、その資金をつくらしてやるということになつて、この方面の貿易を拡張しております。

中共問題ですが、中共のほうには、普通の安いレーヨンとかいうものがうんと出ておる。日本では中共との間の政治問題がむずかしいものから、私どもはそのね返りを受けておるま。一本でも使つてくれますと七億ポンド出るわけですが、この潜在需要はたいへんなものから、私どもはガーマント、二次製品、福島あたりでやつておるものがほとんどソ連に出しております。ですからソ連、中共というものをこれからほんとうに考へないと、日本の繊維産業というものはむずかしいというふうに思つておるま。

○阿鼻根登君 ちょっといまの質問に関連して一言。いまの御説明聞いておるま。日本の二次製品がソ連にいった場合は十七倍で売れる、こういう話聞いて、ちょっといまげんな気がしたのですが、日本の二次製品は格別安く外国にいつておるんですか。大体輸出品は内地よりも安いことは知れわたつておるんですが、そんな気がしないんですが、よく見てみて。そうすると、よほ



ど安くソ連にやっておられるのか、十七倍というのが、どうもぼくはびんごないの、ちよつと教えていただきたいのです。

○参考人(宮崎輝君) これは十倍ないし十七倍と申し上げましたが、ソ連に売っている商品が必ずしも安いものじゃないんですよ。御承知のようにあの共産圏の国には関税がないでしょう、関税というのがないわけですよ。それから売っているものも高くないわけですよ。たとえばセーターが一万円、二万円するわけですよ。たとえば日本で売られがデパートで買えるもの何倍か高いわけですよ。したがって一カ月の月給じゃ買えないわけですよ。彼らは何カ月かの月給をためて、やつと一枚買うというわけですよ。ソ連の人たちの衣料品に対する価値は非常に高いわけですよ。日本からおみやげを差し上げる場合、衣料品が一番喜ばれる。したがって、これを何年も洗って着るわけですよ。それで、たとえばアメリカに売ります場合は、ウォッシュ・アンド・ウエア、一回きりで着捨てる、あるいはドライクリーニングしかやらぬ。ソ連の人たちは何回も着ます、大事なものですから。したがって、ソ連向けのものは特殊なものをつくらない洗濯に耐えない、こういうものを売っているわけですよ。現実には十倍ないし十七倍に売られていることは事実です。一時ソ連は非常に衣料が足りなかつた。このごろはやつと自由になりまして、女のものは……男の人は、ソ連に行かれるとわかりますが、ワイシャツなんかは、ほとんど洗濯を何回もしてのりのついたものを着ておられます、これが現実であります。

○参考人(野沢久雄君) 現在の特産法の中に機械メーカーが入っていないのじゃないかという御質問があったわけですが、私、実は法律の専門家じゃございませんので、法律の中に、いまの特産法の中に入れていいの悪いのかという判断はできないのですが、私も常時機械メーカーとは密接な連絡をしております。その際には通産省のほうからも、繊維局も当然でございますが、重工業局の責任者も出ていただいて、

常時密接な連絡を持って現在運営しております。私どもがいろいろ構造改革について、繊維業界のお世話になっておりますので、同様に、繊維業界の育成につきましても、法の形態はどうでもよろしいのですが、十二分に御指導いただきましますことをお願い申し上げます。

それから次に、産地の中でまだ構造改革をやつてない産地があるんじゃないかというお話でございますが、私どものほうでは、生産のシェアから申しますと、八割以上の産地が現在構改革を現に実施しております。大部分の産地がやっておりますというところでございます。なお、残余の産地につきましても、現在そのような指導をしておりますわけでございますが、近代化資金の活用なりでもって構造改革に邁進しておられるというのが実情でございます。

○参考人(安井隆美君) 繊維機械メーカーの問題につきましましては、野沢さんからお話のとおりでございます。私、一つの別の考え方から申し上げますと、われわれ業界あたりの団体といたしましては、機械メーカーとしゃつちゅう連絡をとりまして、そして新しい機械の開発、生産についていろいろお話をしたわけですが、現実には国の予算等で全体計画で見れば一千二百八十億からのビルド資金が出ます。これはまず第一に機械メーカーのほうに入るわけでございます。まず第一に恩恵を受けているのは機械メーカー、したがって現状といたしまして、私、石川県におりますが、石川県は繊維機の大部分の産地でございますが、今度の繊維機の構造改善事業のおかげで、県内の繊維機械メーカーは非常に潤っているのが実情でございます。法律的なことは別といたしまして、実際問題としまして、私どものビルド資金、国からのビルド資金は、まず機械メーカーのほうにいつていまして、しかも安定した受注を受けておられるというのが実情でございます。そうしたことあわせまして、また政府の御指導のもとにおきまして、われわれ業界と密接な連絡において新しい機械の開発その他に努力をされておるのでございます。

それからもう一つの問題としまして、産地でもだ今度の構造改善をやらぬ産地があるのじゃないかというお話でございますが、日絹のほうでは、大休七県十産地がすでに構改革を実施いたしております。もうすでにそれだけでシェアからいいますと七〇%以上も占めております。そのほかにたとえ丹後、西陣のような産地、それは純内地向け織物の産地、特殊な産地でございますが、いろいろ計画しておりますが、この特産法に基づきます構改革以外に、いま綿工連のほうからも御指摘のように、取引の改善とか商品、設備の開発という構造改善の大きな問題、市場開拓、これらは別な形でわれわれ連合会といたしまして各産地連携のものにつきまして、国会の先生方の御努力によりまして、高度化資金、あるいは近代化資金等によりまして、着実に実施しておりますので、御了承いただきたいと存じます。

○大矢正君 固もな、大臣が見えられると思ひますので、輸入制限からお尋ねを、その他基本的な問題は大臣が来てからお尋ねをいたしたいと思ひまして、紡績協会にまずお伺いをいたしたいと思ひるのでありますが、私も繊維新法制定の当時は、この委員会が主体になってやつた一人です。新々法もそうでありまして、先ほどおっしゃられたように、近代化の促進、規模の適正化、それから過剰設備の廃棄という三本の柱が当時あったことは間違いないので、今日でもなおそれが柱でありましよう。そこで、そういうことは、一つには国際競争力を高めるということもありまして、同時に、個々の企業を持つ力をいかにして大きくするか、強くするかということもあつたのではないかと思ひます。御了承のこと、

態になつていと思ひます。そこで、先ほど言われた中では、廃棄、規模の適正化、あるいは設備の近代化等によって生産性が上がった。そのことは裏を返して言くと、コストが下がつたというよりはお話は、ある意味においてそのとおり実現をされておられると思ひます。そういうものが個々の経営形態として考えてみた場合に、どういう状態になつてはね返つてくるのか。そういうものの結果というものが、必ずそれだけの効果というものを、産業全体として見た場合も、生かされてきているかどうかという問題も一つあると思ひますので、その点についてひとつお答えいただきたいと思ひます。

それから繊維協会のほうにお尋ねをいたしたいと思ひますが、対日輸入制限の問題はあつたから質問いたすこととして、私は繊維協会がかかえる悩みのほうは、もう一つあるのではないかと。それは対日輸入制限の問題は、なるほど市場の確保という問題ではあります。協会はそれ自身ががかかえる設備問題をどのように今後調整をされようとするのかということが問題点じゃないかと。気がするわけですが、しろうとの私がかういふことを申し上げることはまことにおこがましい限りではあります。最近の新聞その他に、限りのところによりまして、設備がが国の場合非常に小さい。したがって、そういう面では将来外国との間の競争が実質的にできなくなるような



ら、言うならば自由な競争ということになりますね。そこで、先ほどあなたの御説明の中に、いままでの合理化、近代化、その他スクラップ等によつて、企業別にミクロ的に見ると、それなりのコスト効果のあつたところもあるし、またあがらぬところもあるということでありませぬ。法律は来年の六月ですから、一年しかないという状態でありませぬ。そこで、はたしてこれから一年の間にそういう業界内部におけるアンバランスというものがあつた程度平準化して、東南アジアその他低開発国からの追い上げの激しい段階の中で、はたしてたえ得る体制ができればどうか。あるいはまた、紡績というのはカルテルの連続です。うね、そういうことをやらぬで、なおかつ設置制限が解かれても、それにたえ得る体制がはたしてできるかどうかという不安が実は残るわけですよ。一年後のことだから、一年間たつてから私ども意見を申し上げたいということではあればいたし方ないことではあります。しかし一年の期間というのはほんのわずかなものであります。私のそういう考える懸念というものをどう感じ取っておられるか、まずお答え願ひたい。

それから繊維局長にお尋ねをいたしますが、先ほど野沢参事からもお話がありましたとおり、昨年度の中小企業振興事業団を通しての織布の構造に対しての融資が使用残が出た、事実これはそのとおりです。その最大の理由とするところは、国産の新鋭織機の開発製造がおくれ、そのために構造が進まなかつたというお話、私も以前からそういう話を聞いておるのでありますが、本年度はそういう新鋭機械というものが十分に間に合得る体制ができればどうかという点であります。それから最後に通産大臣にお尋ねをいたしたいと思ひます。お尋ねというよりは、この際、決意のほどをお聞かせいただきたいと思ひます。ことばは、後刻各会派共同提案による決議もありませんが、アメリカの毛、化、合織の輸入制限問題が大きな政治課題となつて行くことは言ひまでもないです。

ここであります。それがどういう形で行なわれるのか。自主規制と申しまして、その自主規制とは一体どのようなものかということも今日ではまだばかり知れないものがあります。ともあれ自由な貿易を標榜するわが国あるいはアメリカにおいて、そういうような態度がとられることはまことに遺憾なことであります。先ほど協会の会長も、どうも日本人は妥協性が強くて、自分がかつてにはほかの人が想像もしない時点で妥協してしまふということ、国際協調をある意味においては乱しているという話もありますが、ある意味においてはその発言は正しい面もあるのではないかと考へております。よつて通産大臣は、いまアメリカが考へておられる繊維製品の輸入制限の方向に対して、どの程度の強い決意をもつて臨まれようと思ひたいとおられるのか、決意をお聞かせいたされたいと思ひます。以上です。

○参考人(有田田二君) たいだいまの繊維新法に關して答えていたします。これはなるほど来年の六月末で失効するということになっております。それまでに構造改善というものが進むに進んで、全部の紡績業者が完全に国際的な、内外ともに自由競争にたえていくことができるかどうかという御質問でございます。しかし、これは非常に重大な問題だと思ひます。しかし、これは正直に申しまして、あ一年間で全部の業者が完全に国際競争にたえていくという態勢ができるかどうかということになります。たえていく企業もございませぬ、たえていく企業もある。しかし、いままでの例から見ましても、たえていくのかいけなやかというところは非常に微妙な問題でありまして、従来の不況の場合でも、これはわれわれ側から考へまして、非常にも困るだろう、この企業はもうだめだろうと思はれるような企業もたえていくということもありませぬ。これは非常に大事な問題でありまして、大紡績の考へ方、小紡績の考へ方、小中紡の考へ方、小中紡の考へ方も当然考へなければなりません。あるいは労働者の側からの考へ方も十分考へてい

かなければならぬと思つておりますけれども、必ずしも一年でそれが達成できるかどうかということになります。私は疑問だと思つております。正直に申しまして、それは、そういう場合に繊維新法による設備制限というものがなく、なつていくことをどうするかというものが問題になつたと思ひます。これはいままでの構造改善法ができましたときに、四十五年六月末まで自由競争にしようという考へで始まつたと思つたのであります。来年の六月末にどういふ状態になるか、これは客観情勢のいかんによるわけでございませぬが、いまのところ考へまして、構造改善法ができました当時の客観情勢と、来年の六月末の客観情勢と、その大きく違ふことはわれわれに必ずしも十分態勢はとれないで済むとは思ひます。しかし、今日程度のことだつたら覚悟しなればならぬ、いまなにか。客観情勢に大きな変化というものが、いまのところではないうちに思つたわけでありませぬ。これが正直なところですよ。

○政府委員(高橋潤一郎君) 織布業の構造改善に關して四十四年度の予算は、事業を遂行いたしましたに不可欠なもの、必要最小限ぎりぎりの予算で組んでいただいております。と申しますのは、御指摘のように四十三年度において織機の開発のおくれということが一つの大きな原因になりました。使ひ残しがございます、四十四年度においては、そういうことのないようにということで、予算の面においても未消化のないことを第一に心がけて、各組合、各連合会の方々によく御相談をしまして、いま計画を練つておることとさせていただきます。

ではなにか。ただし、その前工程としての準備段階の工程あるいは仕上りの工程、そういうところの設備のビルドということによる省力化の効果というものは非常に大きいものがございます。その与えられた予算を有効に活用いたしまして、結局振り返つてみた場合に、この計画年次の間にバランスのとれた構造改善がなされたというように案にぜひ持つていきたい、このように考へております。

○國務大臣(大平正芳君) アメリカ側の保護主義的な傾向につきましては、新政権ができる前からいろいろわざとされておつたのでございませぬが、ただいままで公式の具体的な御提案はないのであります。ただ、来月の十日にスタンズ長官が有能な随員を連れて東京に参られるというところでございます。公式のふれ込みもいたしまして、当面の日米間の経済関係について話し合ひをしたいというふれ込みでございます。しかし、申すまでもなく、織機、合織等の自主規制問題が取り上げられることは明らかであらうと思ひます。したがうして、私も先方から申す方が言ひ分を聞かなければいかぬと思ひますが、ただいままでのところ、大矢委員が御指摘のとおり、どういふ具体的な構想を向こうが持つておるかさつぱりわかりませぬ。そのみならず、一体この問題を個別のアイソレートした問題として取り上げられるのか、それとも日米経済関係全体のパッケージとして考へておるか、そのあたりのまだわかつたところではないのであります。しかし、先方から言ひましたところ、アメリカの繊維業界が最近非常に好調でございませぬ、ガット体制の指導的地位を持つておるアメリカが、何で伝えられるようなことについて考へなければならぬかというところについて、全くどうも理解に苦しむわけでございませぬ。そのあたり、どのように考へておるかと思ひますが、それによつて引きかえまして、わが国の繊維業界、なかなか多事多難でございませぬ。そういうわけで、とにかく最近の輸出量を見てみましても、合織というのは

わが国の繊維産業としましては、一つの戦略的なにない手でもあるわけでございます。業界全体が非常な関心を持たれておられることは当然のことばかりでなく、政府全体重大な関心を持っておりはかりでなく、さらに国会におかれましては各政党、与党、野党を問わず非常な御心配をちょうだいしておるわけでございます。私といたしましては皆さまの御声援のもとに、最善を尽くしまして、もしそのような意味の輸入制限的な企てというより具体的な御提案になるといふようなことがございますならば、それらの断念を強く求めなければならぬ、その決意をいたしておる次第でございます。

○委員長(八木一郎君) 参考人に対する質疑はこの程度にとどめます。

参考人各位には、御多用中長時間にわたりました御出席いただき、まことにありがとうございます。

○委員長(八木一郎君) この際、産業界及び経済計画等に関する調査を議題とし、委員長から、米国の繊維製品輸入制限阻止に関する決議案を提案いたします。

案文を朗読いたします。

米国の繊維製品輸入制限阻止に関する決議案(案)

最近、米国においては、繊維製品の輸入を制限するため、新たに毛、化合繊維製品等を対象とする国際協定により各国に輸出自主規制を求める動きが活発になつてゐるが、かかる制限は自由な国際貿易の発展をばげみ、国際協調を著しく阻害するものである。殊にわが国としては最大の繊維製品輸出市場の縮小となり、目下構造改善を推進しつつある繊維工業に深刻なる打撃を与えるものである。

よつて政府は、米国政府に対しかかる輸入制限を断念するよう強く要請すべきである。

右決議する。

それではおはかりいたします。

米国の繊維製品輸入制限阻止に関する決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(八木一郎君) 全会一致と認めます。よつて本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、大平通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。大平通商産業大臣。

○国務大臣(大平正芳君) ただいまの御決議の趣旨を体しまして、目的達成のために最善を尽くす決意でございます。

○委員長(八木一郎君) それでは次回は十七日午前十時開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十三分散会